

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	総務私学課	著作物複写及び電磁的複製利用許諾契約	令和5年4月1日	1,009,536	公益社団法人日本複製権センター	東京都港区愛宕一丁目3番4号 愛宕東洋ビル7F	第167条の2 第1項第2号	当該契約は左記の契約相手方が著作権者から管理委託されている著作物(書籍、雑誌、新聞等)の複写等利用許諾契約である。 全国5紙及び県内2紙(沖縄タイムス、琉球新報)を含む複数社の新聞記事の複写等利用許諾契約を包括するのは公益社団法人日本複製権センターのみであることから同社を契約相手方とした。 ※日本複製権センターは文化庁長官の指定を受け書籍や雑誌、新聞などの著作物の複製等に関する権利を集中管理している公益社団法人である。	特命随意契約
2	総務私学課	高速デジタル印刷機ソフトウェア保守及び消耗品供給契約	令和5年4月1日	5,449,200	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社沖縄営業所	那覇市久茂地1丁目7番1号	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、当課印刷室に設置している高速デジタル印刷機3台に係るソフトウェア保守及び消耗品供給契約であり、機器の調達先が富士フイルムビジネス(株)であるため、同社でなければ契約を履行することが困難である。	特命随意契約
3	総務私学課	県内信書運送契約	令和5年4月1日	1,036,838	沖縄NXエアカーゴサービス株式会社	豊見城市字与根491番地2	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、県が発送する信書便に係る運送契約であり、県内に本社がある信書便事業者のうち、仕様書条件で対応(離島の発送を提供等)できる業者が沖縄NXエアカーゴサービス(株)であるため、同社でなければ契約を履行することが困難である。	特命随意契約
4	総務私学課	沖縄県法規集データベースの更新及び保守管理業務委託	令和5年4月1日	1,125,828	第一法規株式会社	東京都港区南青山2丁目11番17号	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、昭和47年の沖縄県法規集の発刊以来、長年にわたる追録発行により生成・蓄積された電子データを活用するため構築された「沖縄県法規集データベース」に係る更新及び保守管理業務であり、履行できる者が当該システムを構築した第一法規株式会社に限定される。	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	総務私学課	琉球政府関係文書デジタル・アーカイブ公開データ整備運営業務	令和5年4月1日	55,066,000	公益財団法人沖縄県文化振興会	沖縄県那覇市小禄1831番地1	第167条の2 第1項第2号	<p>本事業は、琉球政府関係文書をインターネットで公開するためのシステムの管理運営及びデジタル化を行う資料の選定等を実施することを目的としている。</p> <p>琉球政府関係文書の大半が、公文書館の所蔵資料であることや、公開にあたり行われる個人情報等保護措置業務についての過去の実績及び文書の体系と内容にも熟知していることから、公文書館の指定管理者として令和5年度も年度協定を締結している左記の者を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
6	総務私学課	琉球政府文書(劣化文書)のデジタル化及び事前補修業務	令和5年4月1日	15,774,000	公益財団法人沖縄県文化振興会	沖縄県那覇市小禄1831番地1	第167条の2 第1項第2号	<p>本事業は、公文書館で所蔵する琉球政府文書のうち、劣化した文書のデジタル化及び事前補修を行うことを目的としている。</p> <p>劣化が著しい文書は、その取扱いについて、専門性を有した者への委託が必要となる。</p> <p>左記の者は、公文書館の指定管理者として、令和5年度も年度協定を締結しており、当該文書の状態についても熟知していることから、簿冊毎に必要な補修を施すことが可能である。また、撮影時の取扱いについても文書毎に効果的な撮影が可能であることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
7	総務私学課	在米沖縄関係資料整理業務	令和5年6月1日	5,997,200	公益財団法人沖縄県文化振興会	沖縄県那覇市小禄1831番地1	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、米国国立公文書館から収集される戦後の米国統治時代等の沖縄に関する資料を翻訳し、資料の公開に向け目録等の作成及びインターネット公開を行うことを目的としている。</p> <p>左記の者は、公文書館の指定管理者として令和5年度も継続して年度協定を締結しており、新たに収集される資料は公文書館の所蔵資料と共に体系的に整備し、利用しやすいものとなること、また、米国国立公文書館資料の収集実績があり、収集した資料の保存と利用について適正かつ効果的に実施することが可能であることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	総務私学課	沖縄県文書管理システム再構築に係る検討支援業務に関する業務	令和5年4月20日	29,686,800	グラビス・アーキテクト株式会社	東京都港区赤坂二丁目20番5号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、令和7年度更新予定の文書管理システム再構築に向けて、システム再構築の基本方針やパッケージ製品の導入検討及び業務見直し等の対処方針の検討を行うとともに、当該結果を踏まえた調達仕様書案及び運用方針案の作成等の業務支援について、外部の有識者の知見を活用することを目的としている。 プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
9	自治研修所	第55・56・57・58回主査級第一部研修(政策形成入門)に係る業務委託	令和5年5月24日	1,739,280	株式会社インソース九州支社	福岡県福岡市博多区東公園2-17	第167条の2 第1項第2号	本業務は、人材育成基本方針における「沖縄県職員としてのあるべき姿」として「的確に課題を把握し、課題解決のための施策を形成し、実施することができる職員」が求められていることを踏まえ、主査級相当職に昇任した職員を対象として政策形成能力の向上を図る目的で実施している。 まちづくり・地域活性化事業やエンタテインメント施設の企画・プロデュース業務、自治体等公的機関や企業、大学での豊富な講師実績を有し、これまでの当研修所の「政策形成入門」においても受講者から高い評価を得ている左の社の講師を選任することで、目的に合致した履行が期待でき契約の相手方として選定した。	特命随意契約
10	人事課 (総務事務センター)	総務事務システム保守管理業務委託	令和5年4月1日	2,889,700	株式会社リウコム	那覇市久茂地1丁目7番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、平成30年度に構築した総務事務システムの運用保守を委託するものであり、同システムの詳細設計、処理機能の仕様及び同システム運用の業務内容を十分に熟知している必要がある。 万が一、システム障害が発生した場合でも迅速かつ適正な対応を行うため、システム開発をした業者と同一の社を契約の相手方とした。なお、平成30年度の業者選定にあたっては、総合評価方式一般競争入札を採用している。	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	人事課 (総務事務センター)	沖縄県給与Webシステム令和5年度改修業務	令和5年4月5日	9,680,000	(株)国建システム	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	令和5年度の改修業務は、令和2年度～令和3年度に構築したシステムの内部処理等の変更を行い、「定年引上げ」制度に対応させる業務である。 令和2年度に構築したシステムは、令和2年度の構築業務の委託事業者が独自開発したシステムであり(パッケージソフトではない)、当該事業者以外の者がこの業務(改修業務)を行うと、手戻りや重大な不具合等が発生し、令和5年4月1日に施行された「定年引上げ」制度に基づいた給与計算や退職手当の計算等に間に合わなくなるおそれがある。	特命随意契約
12	人事課	処分取消等請求事件に係る訴訟委託	令和5年5月23日	1,617,000	弁護士法人ひかり法律事務所	那覇市前島2丁目9番13大城物産ビル2階	第167条の2 第1項第2号	県を当事者とする訴訟事案の代理人は、行政に関する訴訟等について専門的な知識及び経験を有する者である必要があり、契約先法人に適任の者が所属しているため。	
13	行政管理課	議事録作成支援業務	令和5年4月1日	1,122,000	(株)会議録研究所	東京都新宿区市谷砂土原町1丁目2番地34	第167条の2 第1項第6号	令和元年度における同業務委託契約においては、初期費用(10万円・税抜)並びに利用環境の整備(約2週間)を要した。当該契約の相手方と契約を締結し履行させることで、初期費用と利用環境設定期間が不要となり、経費と時間の削減を実現できる有利な契約となるため、契約の相手方として選定した。(R4も契約実績有り)	特命随意契約
14	行政管理課	「令和5年度内部統制研修」委託業務	令和5年4月14日	1,189,650	フェアイクス株式会社	東京都千代田区平河町1-6-15USビル8階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は特に提案内容が優れていることから評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	公募型プロポーザル方式による随意契約
15	行政管理課	「令和5年度EBPM研修」委託業務	令和5年5月26日	1,014,258	株式会社メトリクスワークスコンサルタンツ	東京都新宿区四谷2-11-8 オフィスコート四谷4階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ、2者から応募があった。企画提案選定委員会を開き、企画提案内容を確認、採点等を行い、左記事業者を契約の相手方として選定した。	公募型プロポーザル方式による随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	行政管理課	「業務プロセスの見直し研修」委託業務	令和5年6月13日	1,432,200	フェアイクス株式会社	東京都千代田区平河町1-6-15 USビル8番	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ、左記1者から応募があった。企画提案選定委員会を開き、企画提案内容を確認、採点等を行い、評価基準を満たしていたことから契約の相手方として選定した。	公募型プロポーザル方式による随意契約
17	職員厚生課	沖縄県職員健康管理システム保守業務委託	令和5年4月3日	990,000	株式会社 国建システム	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	当該システムは、平成30年度に企画提案方式により(株)国建システムが委託を受けて開発したシステムである。企画提案の内容である保守、維持管理費用及びその妥当性も評価されていること、また、システムのプログラム内容等を熟知していることから、万が一障害が発生した場合に迅速な対応ができるため。	特命随意契約
18	職員厚生課	R5年度沖縄県職員健康診断業務委託契約(本島)	令和5年4月11日	29,044,400	一般財団法人 琉球生命済生会 琉生病院	那覇市字大道56番地	第167条の2 第1項第8号	一般競争入札を実施した結果、落札者がなかったため、見積書を徴し、最低の価格で提出した者と随意契約を行った。	
19	職員厚生課	R5年度沖縄県職員健康診断業務委託契約(八重山地域)	令和5年5月12日	2,025,661	医療法人徳洲会 石垣島徳洲会病院	石垣市大浜字南大浜446番1号	第167条の2 第1項第2号	健診対象者の受診機会の拡大や適切な事後措置を実施するため、地域内の医療機関において健康診断を実施することが望ましいことと、健診受入体制の整備や実施可能な設備を有するなどの条件を満たしている医療機関が八重山地域には本委託先しかいないため。	特命随意契約
20	職員厚生課	R5年度沖縄県職員健康診断業務委託契約(宮古地域)	令和5年5月19日	2,017,856	医療法人徳洲会 宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原552番1号	第167条の2 第1項第2号	健診対象者の受診機会の拡大や適切な事後措置を実施するため、地域内の医療機関において健康診断を実施することが望ましいことと、健診受入体制の整備や実施可能な設備を有するなどの条件を満たしている医療機関が宮古地域内には本委託先しかいないため。	特命随意契約
21	職員厚生課	R5年度人間ドック式健康診断に関する業務委託契約	令和5年5月31日	15,624,000	地方職員共済組合沖縄県支部 副支部長	那覇市泉崎1丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	地方職員共済組合沖縄県支部では、保健事業の一環として、地共済人間ドック事業を行っており、一般定期健康診断に替えて人間ドックを希望する職員への対応は、本委託先との随意契約により行う。	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	財政課	議会答弁支援システム及び公共事業報告システム保守運用業務委託契約	令和5年4月1日	1,519,100	株式会社コンピュータ沖縄	沖縄県浦添市伊祖4-8-2 サンライズビル1F	第167条の2 第1項第6号	当該システムは、平成29年度に(株)コンピュータ沖縄によって設計・構築されたものである。 設計・構築事業者以外の者が保守運用業務を履行する場合、障害発生時に責任の所在が不明確となるため、円滑な運用に著しい支障を生じるおそれがある。 そのため、当該システムの設計・構築事業者である(株)コンピュータ沖縄を相手方とした。	特命随意契約
23	財政課	沖縄県新予算編成システムソフトウェア使用及び保守契約	令和5年4月1日	2,633,400	株式会社日立製作所 九州支社 沖縄支店	沖縄県那覇市松山1丁目1番14号	第167条の2 第1項第2号	沖縄県新予算編成システムは、株式会社日立製作所九州支社沖縄支店とそのグループ会社である沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社が平成14年に開発したものである。 開発事業者以外の者が保守運用業務を履行する場合、障害発生時に責任の所在が不明確となるため、円滑な運用に著しい支障を生じるおそれがある。 そのため、株式会社日立製作所九州支社沖縄支店を契約相手方とした。	特命随意契約
24	財政課	沖縄県新予算編成支援システムアプリケーション保守及び運用管理委託	令和5年4月1日	2,310,000	沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社	那覇市おもろまち一丁目3番31号 那覇新都心メディアビル	第167条の2 第1項第2号	沖縄県新予算編成システムは、株式会社日立製作所九州支社沖縄支店とそのグループ会社である沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社が平成14年に開発したものである。 開発事業者以外の者が保守運用業務を履行する場合、障害発生時に責任の所在が不明確となるため、円滑な運用に著しい支障を生じるおそれがある。 そのため、沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社を契約相手方とした。	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	税務課	県税収納等 データ化及び 集計業務等の 委託に関する 契約	令和5年4 月3日	23,256,827	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目 17番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>(株)オーシーシーは、税務事務トータルシステム開発時からの参画企業であり、システム開発における概要設計、詳細設計、プログラム製造、運用試験等の各工程及び本稼働から今日までのシステム運用に一貫して携わっており、当該システムのデータベース構造に精通するシステムエンジニア、プログラマ等の技術者を多数雇用しているため、税務事務システム運用上の諸課題に迅速かつ効率的に対応することができる。</p> <p>当該業務においては、データ化された領収済通知書等のデータを遅滞なく確実に税務事務トータルシステムに反映させる必要があるが、領収済通知書の様式は多種にわたっているため、税務事務トータルシステムとの連携データレイアウト等の調整が不可欠となっている。また、データ化処理後速やかに県税システムに反映させる必要があることから、納品方法はネットワークを利用したデータ配信により行うこととしているところであるが、そのためには委託業者と本課サーバーとのネットワーク連携が必須であり、当該ネットワーク連携を行えるのは、税務事務トータルシステムのサーバハウジングおよびデータセンターと県庁舎間の専用線にかかる管理を行っている株式会社オーシーシー以外には無いことから、(株)オーシーシーと随意契約を締結する。</p>	特命随意契約
26	税務課	たばこ流通情報管理システム運用業務委託	令和5年4 月1日	1,650,440	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町2 5	第167条の2 第1項第2号	<p>当システムは、全国の製造たばこの流通情報を一元的に管理するものであり、総務省が、地方公共団体情報システム機構に、開発委託を行い、引き続きその運用保守及び管理を任せている。各都道府県は、報告事務の簡素化・効率化と運用経費の軽減を図るため、地方公共団体情報システム機構と契約を行い、当システムを活用する必要がある。</p>	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	税務課	軽油流通情報 管理システム 運用業務委託	令和5年4 月1日	3,407,800	地方公共団体情報システ ム機構	東京都千代田区一番町2 5	第167条の2 第1項第2号	当システムは、軽油の流通情報を一元管理し、軽油引取税に係る事務の執行に必要な情報を、関係都道府県間に相互提供することにより、軽油引取税の課税の適正化に資することを目的とし、総務省が、地方公共団体情報システム機構に開発委託を行い、引き続きその運用保守及び管理を任せている。各都道府県は、報告事務の簡素化・効率化と運用経費の軽減を図るため、地方公共団体情報システム機構と契約を行い、当システムを活用する必要がある。	特命随意 契約
28	税務課	沖縄県税務事 務トータルシス テム運用業務 委託	令和5年4 月3日	62,325,120	株式会社 オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目 17番1号	特例政令第 11条第1項 第2号	これまでシステム開発から運用テストに参画してきた(株)オーシーシー以外では対応が困難であり、仮にオーシーシー以外の企業に業務委託するとした場合、運用テスト等を再度一定期間かけて実施する必要が生じる等、本県税務業務を遂行する上で重大な支障を及ぼすことになる。また、障害発生時の管理責任の所在が不明確となるなど、システムの運用が困難となることから、(株)オーシーシーと随意契約を行っている。	特命随意 契約
29	税務課	沖縄県滞納整 理支援システ ム運用業務委 託契約	令和5年4 月3日	3,594,470	株式会社アイティフォー	東京都千代田区一番町2 1番地	第167条の2 第1項第6号	沖縄県滞納整理支援システムは、当該事業者が開発したパッケージシステムを基に構築されており、システム全体の信頼性及び効率性を保持しシステムを安定的に運用するためには、システムについて細部にわたって詳細に把握している開発会社以外では対応することが困難であるため。	特命随意 契約
30	税務課	自動車登録・検 査情報都道府 県提供業務	令和5年4 月1日	5,292,540	地方公共団体情報システ ム機構	東京都千代田区一番町2 5	第167条の2 第1項第2号	総務省は、地方公共団体システム機構に当該システムの開発委託を行い、引き続きその運用保守及び管理を任せている。各都道府県は、地方公共団体システム機構が一元化した自動車登録・検査情報をネットワーク配信により情報提供を受け、自動車税賦課徴収事務の効率化を図る必要があるため、当該機構と随意契約を結ぶ必要がある。	特命随意 契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31	税務課	令和5年度地方税共通納税システムの対象税目拡大対応(ゴルフ場利用税及び県たばこ税)に係る沖縄県税務事務トータルシステムの改修業務委託	令和5年4月10日	11,858,000	株式会社 オーシーシー	沖縄県浦添市沢岷2丁目17番1号	第167条の2 第1項第2号	本システムは、NEC-OCCコンソーシアムによって開発され、その運用保守管理について、その構成員である株式会社オーシーシーが行っている。 今回の改修は、当該事業者が運用を行っているデータ出力プログラムの一部改修であり、当該事業者以外の者に発注した場合、システム障害が発生した場合の責任の所在が不明確になること及び障害が発生した場合の迅速な対応が困難になることが想定されるため。	特命随意契約
32	税務課	令和5年度電子計算組織用入力資料の穿孔等委託業務	令和5年4月3日	5,410,535	株式会社 オーシーシー	沖縄県浦添市沢岷2丁目17番1号	第167条の2 第1項第2号	(株)オーシーシーは、税務事務トータルシステム開発時からの参画企業であり、システム開発における概要設計、詳細設計、プログラム製造、運用試験等の各工程、本稼働から今日までのシステム運用に一貫して携わっており、当該システムのデータベース構造に精通するシステムエンジニア、プログラマー等の技術者を多数雇用しているため、システム運用上の諸課題に迅速且つ効率的に対応することが出来る。 申告書等の大量のデータを扱う税務事務を遅滞なく確実に遂行するために、継続して同社に委託する必要があるため。	特命随意契約
33	税務課	令和5年度自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税環境性能割に係る業務委託	令和5年4月3日	8,720,000	一般財団法人 沖縄県自動車標板協会	沖縄県浦添市字港川512-4	第167条の2 第1項第2号	当該団体は、証紙代金収納計器の取扱等に関する規則第3条第1項の規定により証紙代金収納計器取扱人の指定を受け、証紙代金収納事務を行っている唯一の団体である。また、軽自動車税環境性能割の申告受付業務については、申告者の利便性や申告漏れ防止の観点から、検査登録機関に隣接している必要があるため、当該団体と随意契約を結ぶ必要がある。	特命随意契約
34	税務課	令和5年度沖縄県自動車税納期内納付広報宣伝委託業務	令和5年4月3日	3,580,000	株式会社 宣伝	浦添市勢理客4丁目15-15	第167条の2 第1項第2号	公募のプロポーザル方式にて業者選定をした結果、総合的な観点で最も良好であったため。	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	税務課	令和5年度沖縄県の県税におけるコンビニエンスストア収納事務委託	令和5年3月31日	17,969,930	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	第167条の2 第1項第2号	コンビニ及び電子マネー、モバイルレジ(クレジットカードおよびインターネットバンキング)を利用した収納業務は、既存のコンビニ納付における当該事業者特有のバーコードを利用して一連の事務を行う仕組みとなっていることから、結果として、少ない経費で、収納機会を拡大し納税者の利便性を大幅に高めることが可能であり、トータル的な費用対効果のメリットがあると判断される。	特命随意契約
36	税務課	物品(証紙代金収納計器システム)売買契約	令和5年6月13日	21,069,400	株式会社オキジム	沖縄県浦添市字港川458番地	第167条の2 第1項第2号	証紙代金収納計器システムは、地方税法第162条第1項及び第177条の11第4項、県税条例第139条の8第2項及び第143条第3項に規定された、自動車税(環境性能割)及び自動車税(種別割)の証紙徴収業務を行うために必要な備品である。当該計器は、クアディエントジャパン株式会社の1社が製造、販売しており、県内代理店は株式会社オキジムのみが販売、メンテナンスを行っているため、左の社を契約の相手方とした。	特命随意契約
37	税務課	預金等状況調査に関する契約	令和5年4月3日	1,629,694	SocioFuture株式会社	東京都港区浜松町一丁目30番5号	第167条の2 第1項第2号	県税滞納者に対する滞納処分を目的として、滞納者が金融機関に有する預貯金口座の有無、残高等を調査するため、各金融機関または金融機関が契約する事業者と契約する必要があり、競争入札に適さないため。	特命随意契約
38	自動車税事務所	離島出張車検に伴う県税業務委託	令和5年4月3日	1,214,400	一般財団法人 沖縄県自動車標板協会	沖縄県浦添市字港川512番地の4	第167条の2 第1項第2号	離島出張車検は、陸運事務所(検査の実施)、沖縄県自動車標板協会(ナンバープレートの発行、重量税の徴収)、当事務所(自動車税の徴収、納税証明書の発行、申告書の受付)が連携し実施している。本契約は離島出張車検の際に職員が出張して行っていた業務を、事務軽減のため沖縄県自動車標板協会に併せて行ってもらうものであり、その性質上相手方が特定され、競争入札に適さない	特命随意契約

総務部における随意契約の実績 (令和5年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
39	管財課	県有土地貸付 料未収金収納 業務委託	令和5年 4月3日	1,599,400	株式会社 沖縄債権回収 サービス	那覇市西1丁目19番7	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方は、法務大臣から債権回収業 の認可を受け、かつ県内債務者に対応可能な 条件を満たす唯一の業者である。	
40	宮古事務 所総務課	令和5年度離 島観光活性化 促進事業(宮古 圏域)	令和5年4 月3日	19,796,000	一般社団法人宮古島観 光協会	沖縄県宮古島市下地字 上地472番地39 2階	第167条の 2第1項第2 号	本事業の委託先として求められる公平・中立 な立場で民間事業者等と接することができるこ と、本事業によって得られるノウハウを蓄積し、 宮古圏域の観光振興に継続的に関与できる主 体であることの2つの条件を満たしているため。	特命随意 契約
41	八重山事務 所総務課	令和5年度 離島観光活性 化促進事業 (八重山)	令和5年 4月3日	19,796,000	(一社)八重山ビジターズ ビューロー	石垣市大川547番地 興ビル206号室	第167条の2 第1項第2号	左記の契約相手方は、観光客の誘致等を図 るため八重山圏域3市町、県及び八重山圏域 の観光協会で構成された団体である。事業を実 施するために必要なノウハウ・専門性があり、 また広域的かつ中立な立場で事業実施するこ とができるのは、八重山圏域においては左記の 契約相手方のみであるため。	特命随意 契約